

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 28 日現在

機関番号：32683

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25360025

研究課題名(和文) アセアンにおける人身取引対策の研究

研究課題名(英文) The Study of Trafficking in Persons measure on ASEAN countries.

研究代表者

齋藤 百合子 (SAITO, Yuriko)

明治学院大学・国際学部・准教授

研究者番号：10409815

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の成果は3点ある。第1はアセアンにおける労働搾取型の人身取引の実態を考察できたことだ。特にタイ、ミャンマー、カンボジア、ラオスなど多国籍の労働者を乗せた漁船での労働搾取はシーフードのサプライチェーンを通して先進国の消費者も関与しており、人身取引はビジネスと人権課題で看過できない。第2に被害者支援に有効な、当事者による自助活動(Aモデル)と支援者らによる地域密着型活動(Bモデル)を提示したことである。第3は新たな知見である。社会的に脆弱な若者は人身取引のリスクが高い。被害に遭う危険軽減のためのケイパビリティを伸張するアプローチなど、18歳で子どもと大人を分けずに若者の支援の必要を理解した。

研究成果の概要(英文)：The results of this study shows three points. First, I could observe Labour exploited Human trafficking. Especially Thai boat which deliver multi national labours such as Thai, Myanmar, Cambodia, Laos to Ambol islands, Indonesia for several house. Seafood from their labour goes to Developed country. So that Human trafficking is very topic of Business and Human Rights. Second, I could examine two models which will be able to work for remedy of their rights. A model is peer counseling and activities among members who had ever had trafficking experiences. B models Supporting group and Trafficked person and community will work together. Third, I could realize vulnerable youth are at the risk of Human trafficking, so they need to be protected and supported to gain their capabilities for avoiding to be a victim.

研究分野：開発学

キーワード：人身取引 東南アジア アセアン 支援 再統合 タイ 当事者 人権

1. 研究開始当初の背景

(1) 国際社会における人身取引対策の開始

国際社会における人身取引対策は 2000 年に国連総会で人身取引議定書が採択された後に活性化した。この議定書の本体条約は、国際組織犯罪防止条約で、人身取引議定書は本体条約を補足する。人身取引議定書第 3 条には人身取引が国際組織犯罪であることが明記された。

人身取引は人の移動や移住労働などの現象と密接に関連している。人身取引を人の越境移動に関する国際組織犯罪防止と見るか、移動する、もしくはさせられる人々の人権保障かとの二律背反の関係について現在でも議論が続いている。

人身取引課題は国際組織犯罪防止としての国境の管理強化ではなく、移動せざるを得ない人々、移住の過程で発生した人身取引の被害に遭った人々の人権課題にとらえ、被害者支援は被害回復を侵害された権利の回復として考慮する必要がある。国際社会では被害者中心のアプローチが提唱されているが、被害当事者の視点からの人身取引後の生活再建を含む社会再統合の課題、次世代の貧困の負の連鎖などを防止する中長期的な支援のあり方に関する研究は深められていなかった。

(2) アセアン、メコン地域における人身取引対策

アセアンでは人身取引は従来女性と子どもの売春強要など性的搾取としてとらえられ、管理売春の摘発や国境管理の強化などを人身取引対策としてきた。2004 年に女性と子どもの人身取引防止宣言ではじめて被害者の保護と支援に関する文言が登場したが、被害者を中心とするアプローチからはほど遠いと市民社会からの批判もあった。

また、メコン地域(タイ、ミャンマー、カンボジア、ラオス、ベトナムのアセアン内 5 か国と中国雲南省)では、人身取引対策のためのメコン閣僚強調協調イニシアティブ(COMMIT)が発足し「メコン地域における人身取引対策協力に関する覚書」が調印されている。COMMIT ではアセアンに比較して、被害者の認定や保護・支援、社会再統合などの課題が取り上げられるようになった。しかし、各国の取組みはさまざまであることに加え、人身取引対策事業に市民社会や被害当事者の声を取り入れる、参画を促すなど、被害者中心のアプローチの実践は困難で、各国の政策や地域協定に反映させる取組はほとんどみられない。

とくにアセアンでは域内外での人の移動が活性化しているが、2015 年に発効するアセアン経済共同体に向けて国境管理ではない人身取引被害を防止し、被害者を保護し支援する方策の研究が求められていた。

(3) 被害者支援の質の向上と仕組みの構築

人身取引課題においては国際社会で提唱されるようになった被害者中心のアプローチを、人間の安全保障として支援や協力を考慮する必要があった。政府間の国際協力だけでなく、アセアン、とくにメコン地域における市民社会としての人身取引対策と被害者支援、また政府と市民社会との協働など関係者の間の支援の連携、緊急(短期)支援と中期・長期的な支援など支援の方策、協力の在り方に関する研究の蓄積は少なく、研究の深化が求められていた。

2. 研究の目的

本研究の目的は次の 3 点である。

(1) アセアン、特にタイを中心としたメコン地域における人身取引の現状把握

2013 年度から 2016 年度の研究実施期間のアセアン、とくにタイを中心としたメコン地域の変化は目覚ましい。2014 年にタイでは軍事クーデターによる軍事政権が誕生、ミャンマーにおける民主化の兆しなど政治的な変化、2015 年のアセアン経済共同体の発効など経済的、社会的な変化もある。こうした変化のなかでアセアン、とくにメコン地域での人身取引の現状を把握することである。

とくに性的搾取だけでなく労働搾取型の人身取引に注目する。労働搾取による資源や製品がサプライチェーンに乗りエンドユーザーである先進国の消費者に届けられるグローバル化したビジネスも射程にいれる。

(2) 人身取引被害者支援、とくに社会再統合に関する研究

人身取引被害者とは誰を対象とするのかという認定の課題、緊急(短期)支援だけでなく中長期的な社会再統合を実現するための支援のありかた、また方策を研究する。

そして、支援的な政策環境および人身取引被害者の社会再統合を含む中長期的な支援モデルを提示する。

(3) 国際協力としての人身取引対策に関する研究

政府間の政府開発援助、市民社会の間の国際協力、また政府と市民社会の支援の連携による国際協力など、人身取引課題における国際協力に関する研究を通し、提言を行う。

3. 研究の方法

以下の方法によって研究を行った。

(1) 文献および資料収集による研究

(2) 人身取引研究会の開催

研究会を開催し、有識者および実践者からの知見を共有し、議論を継続することで考察と知見を深めた。

2013 年度 日本、米国、ミャンマーでの被害者支援の方策に関する研究会

2014 年度 若年層の潜在的な人身取引被

害者の課題および支援策に関する研究会

2015 年度 とくにカンボジア地方農村での開発事業における立ち退き住民、およびカンボジアとベトナム、カンボジアとタイなど国境地域における人身取引の要因の研究会

2016 年度 人身取引の被害に遭った当事者による組織化、ピアサポート、社会的な課題に関する研究会

(3) 国際会議参加

2015 年 12 月 17 日、18 日にタイ国バンコクで Asian Research Center for Migration (ARCM) が主催された国際会議 New Paradigms for a Changing Migration landscape に参加し、移民、難民、人身取引課題に関する国連機関やタイをはじめとする各国政府、市民団体、研究者などによる討議が行われた。

2016 年 12 月 21 日、世界移民の日になんで ARCM が主催した国際セミナー Harmonizing Migration Networks: In Search of Inclusive and Sustainable Solutions において国際機関、アセアン各国、市民社会、当事者団体による移住と人身取引に関する知見を深めた。

(4) 現地調査

2013 年度から 2016 年度にかけて、以下の人身取引課題における現地調査を実施した。

人身取引および潜在的な人身取引発生に関する現況調査(タイ、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、日本)

人身取引被害者支援を実施する国連機関、NGO、市民団体の聞き取り調査(タイ、ミャンマー、カンボジア、ベトナム、日本)

人身取引で被害に遭った当事者による活動の調査(タイ)

(5) シンポジウム開催

「メコン地域と日本をつなぐ人身取引問題を考える シーフードサプライチェーン、”被害者”を支援と当事者運動、そして私たちの役割」とテーマとしたシンポジウムを 2017 年 3 月 24 日に主催した。

4. 研究成果

(1) 労働搾取型の人身取引と「ビジネスと人権」の連関

本研究期間(2013~2016 年度)は、人身取引の主な潮流が女性と子どもの性的搾取から、男性を含む労働搾取を含めて拡大した時期にあたる。とくにタイ船籍でタイを出港し、インドネシアのアンボン諸島で漁を行う多国籍(タイ、ミャンマー、カンボジア、ラオス)の漁船乗組員らに対する労働搾取における人身取引の発生を事例とし、人身取引被害者の認定、帰国後の社会再統合を含む中長期的な被害者支援、当事者と支援者の役割、在り方について事例として多くの示唆を得た。

さらに漁業関連の労働搾取(加工工場での

就労を含む)は、シーフード製品の貿易においてサプライチェーンの課題、ひいてはビジネスの人権というグローバルな課題として認識され、取り組むべきであるとの新たな知見を得ることができた。

加えて、新たな漁場を求める遠洋漁業における違法操業の乱獲は、国連が定める持続可能な開発目標(SDGs)の「海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する」との課題にも合致するものである。持続可能な開発目標の実現のためにも人身取引をなくすための国際協調が必要との視点を強化することができた。

(2) 人身取引被害者支援モデルの提示

本研究の目的にも挙げた人身取引被害者支援モデルを 2 つのパターン、A モデルと B モデルとして提示できると考える。

A モデルの原型は、1997 年にネパールで設立されたシャクティ・サムハという当事者団体にあるが、タイでも 2000 年に北タイのチェンライ県で設立した Self Empowerment Program of Migrant Women (SEPOM) および 2009 年に首都バンコクで設立した Live Our Lives (LOL) で活動が行われている。当事者が安心して交流できる「場」を形成し、そこで個々の事情にあわせて行う活動は個人の被害回復やエンパワーメントを促進するだけでなく、社会的なニーズに対して政策提言し、支援的な政策環境の形成を促す。

B モデルは、支援団体が被害当事者および地域や行政の理解と協力をえながら、被害者を支援し、地域の活性化を促す。具体的には、北部タイのパヤオ県(バンコク YMCA パヤオセンター)および中部タイのサムットサーコン県(Labour Rights Promotion Network Foundation, LPN)が、地域や行政に働きかけながら被害者の中長期支援および子どもの人身売買防止が行われていた。B モデルは地域や行政に残る人身取引被害者に対する差別や偏見を除去、軽減し、まだ小規模ではあるが雇用機会を生み出し、地域社会の活性化を促していた。

国連や国際社会で唱えられてきたが実効性に乏しかった被害者を中心とするアプローチを検証し、モデル化することによって普遍化する可能性を見いだせた。さらに国連の人権高等弁務官事務所(OHCHR)が提出していた「人身取引被害者の効果的な侵害された権利救済に関する原則」を実現できる方策の提示にもつながる。

(3) 新たな課題 若者の人身取引の防止

本研究を通して、新たに人身取引における若者の人身取引の防止に関する知見を得ることができた。

人身取引問題は、越境移動や移住労働など大人の就労や移動する主体が問われることが多かった。しかし、子どもと大人の間である若者の越境移動や移住労働もしくは若

ームレスなどの背景に貧困、差別、社会的排除、家庭崩壊、虐待などによって脆弱な状態、つまり人身取引の高いリスクにさらされていることがわかった。こうした若者は、途上国ではストリートチルドレン、先進国ではランウェイユースや若年ホームレスと呼ばれる。また日本では「Kビジネス」に従事するや「援助交際」など児童買春被害者・準被害者もこの分類に入る。

こうした脆弱な若者に対しては、人身取引被害発生後の保護や支援などの対応のみならず、被害に遭わないための社会的支援が求められる。人身取引防止と未然の社会的支援は同義に進める必要がある。

またこれまで人身取引の定義では18歳を境界に大人と子どもに分けて対応してきた。しかし人身取引の未然防止、生活の質の向上、職能向上などの社会的支援には、ユネスコが若者を定義するように10代から30代までのゆるやかな層を対象とするアプローチが必要であることがわかった。

5. 主な発表論文等 〔雑誌論文〕(計4件)

齋藤百合子(2017)、「居場所を求める若者たちー日本、タイ、米国の制度の狭間にいる子ども・若者支援に向けた一考察」、明治学院大学国際学部『国際学研究』第50号、103-118p、査読有、明治学院大学。

<http://repository.meijigakuin.ac.jp/dspace/handle/10723/3006>

SAITO, Yuriko (2016) “The Social Exclusion and Inclusion of Migrants in Japan”, Permanently Temporary Examining the Impact of Social Exclusion on Mekong Migrants, 21-27p, Mekong Migrant Network, Hongkong, 査読無。

http://www.mekongmigration.org/?page_id=5171

齋藤百合子(2016)、「メコン地域における人身取引対策の課題 タイの労働搾取型の人身取引への対応」、明治学院大学国際学部『国際学研究』第49号、123-138p、査読無、明治学院大学。

<http://repository.meijigakuin.ac.jp/dspace/handle/10723/2688>

齋藤百合子(2014)、「人身取引対策の福祉社会開発論的考察 タイ日間の人身取引被害者支援の事例から」、明治学院大学国際学部『国際学研究』第46号、46-51p、査読無、明治学院大学。

<http://repository.meijigakuin.ac.jp/dspace/handle/10723/2144>

〔学会発表〕(計5件)

齋藤百合子、「在日タイ人の現在 移動と定住の狭間で」(分科会要旨) 日本タイ学会、

2016年7月2日、九州大学西新プラザ(福岡県福岡市早良区)。

齋藤百合子、「タイ人移住女性と子どもたちの日本での多文化共生の課題」、日本タイ学会、2016年7月2日、九州大学西新プラザ(福岡県福岡市早良区)。

齋藤百合子、「タイの経済開発再考 メコン流域諸国の人身取引の視点から」国際開発学会「開発経験の実証的考察を通じた発展・開発のあり方の再考」研究会主催『世界の格差・貧困問題の新たな地平 資本主義・経済開発を見直す』、2015年7月31日、明治学院大学(東京都港区白金)。

齋藤百合子、「人身取引被害者の支援をめぐる課題 ケイパビリティ・アプローチの検討」国際ジェンダー学会、2015年9月6日、東京女子大学(東京都杉並区)。

齋藤百合子、「メコン地域の人の移動と人身取引 2015年ASEAN経済統合に向けた課題」、国際ジェンダー学会、2013年9月14日、和洋女子大学(千葉県市川市)。

〔図書〕(計1件)

齋藤百合子(2017)、「メコン地域にける人身取引に対する取組みと課題」、『人の国際移動と現代日本の法 人身取引・外国人労働・入管法制』、大久保史郎、橋爪誠、吉田美喜夫編著、119-136p、査読無、日本評論社。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

齋藤百合子(SAITO, Yuriko)

明治学院大学・国際学部・准教授

研究者番号：10409815